

移動等円滑化取組計画書

2021年6月17日

住 所 仙台市宮城野区榴岡五丁目12番55号
事業者名 ジェイアールバス東北株式会社
代表者名（役職名及び氏名）
代表取締役社長 小 堀 隆 一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

- ・ 当社が保有する2021年度初時点のバリアフリー対応車両数は、全26両中、ノンステップ車両8両、ワンステップ車両18両の合計26両(100%)である。
※ 高速乗合バスや山間及び豪雪エリア等を走行する一般乗合バス等、適用除外車両を除く車両数
→ 車両更新時に、地域の実情にあわせノンステップバス等への置き換えを進める。
- ・ 適用除外車両となる高速乗合バスや山間及び豪雪エリア等で使用する車両は、バス停留所整備状況等を鑑みつつ、リフト付きバスの導入等の対応を検討していく。

(2) 教育訓練に関する事項

- ・ サービス介助士資格は、各営業所で1名以上の資格取得を目指す。
- ・ バリアフリー対応車両が配置されている営業所では、取り扱いに十分習熟させた上で乗務を実施。その他、社内研修を通じて高齢者や障害者への対応方法を学ぶ機会を設けていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	2021年度は新規導入を予定していない
ノンステップバス	2021年度は新規導入を予定していない

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等が円滑に乗降するための装置の活用	バリアフリー対応車両が配置されている営業所では、スロープ板や案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるようにするとともに車椅子スペースの確保や筆談具の備え付け等を行い役務の提供に努める

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・のりば係員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高速乗合バスでは、乗務員がスムーズな乗降介助に努めることを目指す ・一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める ・お困りのお客さまを見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動を展開している

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び営業所への事前お問い合わせをホームページに掲載する

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員の技術向上	お客さまのサポートをスムーズに行えるよう、社内の資格取得者(サービス介助士)を中心に体験学習会を適宜開催していく

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適性利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合所等に掲出するとともに、車内案内等をしていく

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・サービス介助士資格と同等程度のサービススキルをもった社員の育成に努める
- ・鉄道駅との連携を強化して、改札口からバスのりばまでスムーズなサポート体制に向けて日頃からの関係強化に努める
- ・当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取り組みの改善状況をホームページで紹介する

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

V 計画書の公表方法

弊社ホームページにてインターネット上に公表する。

VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2020年度)

住 所 仙台市宮城野区榴岡五丁目12番55号

事業者名 ジェイアールバス東北株式会社

代表者名 代表取締役社長 小 嶋 隆 一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
リフト付きバス ノンステップバス	2021年度は新規導入を予定していない。	2020年度は計画通り新規導入を行わなかった。

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障害者等が円滑に乗降するための装置の活用	ノンステップバスの導入箇所では、スロープ板や車椅子スペースの確保、案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるよう役務の提供に努める。	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員・のりば係員との連携強化	2021年度においても高速乗合バスでは、乗務員がスムーズな乗降介助に努めることを目指す。一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める。また、お困りのお客様を見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動を引き続き展開する。	計画通り実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び営業所への事前お問い合わせをホームページに引き続き掲載する。	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
社員の技術向上	お客様のサポートをスムーズに行えるよう、社内の資格取得者（サービス介助士）を中心に体験学習会を適宜開催してゆく。	コロナウイルス感染拡大により未実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適性利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合所等に掲出するとともに、車内案内等を行ってゆく。	前年度は特に実施しなかった。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス介助士資格と同程度のサービススキルをもった社員の育成につとめる ・ 鉄道駅との連携を強化して、改札口からバスのりばまでスムーズなサポート体制に向けて日頃からの関係強化に努める。 ・ 当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取組の改善状況をホームページで紹介する。

(3) 報告書の公表方法

<p>弊社ホームページにて公表する。</p>

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数				計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	計		うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	
															スロープ板を備えたもの
前年度車両数	167	26	8	18	0	0	0	141	137	0	0	4	0	0	
年度内に供用を開始した車両数	8	1	0	1	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	
年度内に供用を廃止した車両数	25	2	0	2	0	0	0	23	20	0	0	3	0	0	
年度末車両数	150	25	8	17	0	0	0	125	124	0	0	1	0	0	

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

住所 仙台市宮城野区榴岡五丁目12番55号
 事業者名 ジェイアールバス東北株式会社
 代表者名 代表取締役社長 小 堀 隆 一

I. 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

（2021年3月31日現在）

	総車 両数		公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数					
			計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数			
						計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの
前年度車両数	167	26	8	18	0	0	0	141	137	0	0	4	0	0
年度内に供用を開始した車両数	8	1	0	1	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	25	2	0	2	0	0	0	23	20	0	0	3	0	0
年度末車両数	150	25	8	17	0	0	0	125	124	0	0	1	0	0

II. 乗合バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる乗合バス車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
リフト付きバス ノンステップバス	2021年度は新規導入を予定していない。
前年度の計画からの変更内容	
なし	

III. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

（第18号様式）

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。